

健生支第 2936 号
令和 8 年 1 月 23 日

生活保護法指定介護事業者 各位

横浜市健康福祉局生活支援課長

生活保護基準についてのお知らせ

平素より本市生活保護行政にご協力いただき、ありがとうございます。
令和 7 年度 10 月 1 日からの生活保護基準についてお知らせします。
事業者の皆様におかれましては、料金設定時等にお役立てください。

【居宅生活、認知症グループホーム、有料老人ホーム等の生活扶助基準額】

生活扶助基準（令和7年10月～）*単身世帯							加算(令和7年7月～)		
40歳	41歳～59歳	60歳～69歳	70歳～74歳	75歳～	冬季加算 11月～3月	期末一時扶助 12月	障ア加算	障イ加算	重度障害者 加算
76,420円	77,240円	76,880円	75,750円	71,900円	2,630円	14,160円	26,810円	17,870円	16,100円

◇ 年齢について

生活扶助基準額の年齢基準は、誕生日月での切替えではなく、毎年 4 月 1 日に切替えます。

◇ 介護保険料加算について

年金収入がない等の理由で、介護保険料が普通徴収となっている場合、上記生活扶助に加えて、介護保険料加算を上乗せしていますが、原則福祉保健センターから保険年金課に代理納付をしています。

【認知症グループホーム、有料老人ホーム等の住宅扶助限度額】

住宅扶助限度額 *単身世帯			
住宅型有料老人ホーム		認知症グループホーム	
サービス付き高齢者向け住宅	52,000円		68,000円
軽費老人ホーム		介護付有料老人ホーム	

生活支援課生活支援係
介護扶助担当
TEL : 045-671-4088